

標準駐車場条例の改正の概要(R7.3)

- 共同住宅への配送需要の増加等の近年の社会情勢の変化等を踏まえて、標準駐車場条例を改正し、地方公共団体の条例の見直しを促すことにより、社会の変化に対応した駐車場施策を推進。 ※ 前回改正R2.9

○ 量的課題への対応

物流2024年問題、駐車場整備施策と交通政策との整合、既存駐車施設の稼働率低下、車種毎の需給の偏り、地方公共団体による既存駐車施設の把握（監督）

- **共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務**の追加
共同住宅への配送需要増加、物流2024年問題への対応として、一定規模（50戸等）以上の共同住宅に対して戸数に応じて（100戸あたり1台等）荷さばき駐車施設を設置
- **公共交通利用促進措置**による緩和
交通施策と連携した場合の附置義務の緩和により、駐車場供給の適切化
- **駐車施設の振替規定**の追加
車両規格の多様化への対応や自動二輪車等の多様な車種の駐車施設の確保
- **附置義務緩和**についての規定を追加
専用駐車場について、敷地内の需要が十分賄える場合緩和
- **廃止時の届出義務化**
施設の廃止に伴い廃止された附置義務駐車施設の把握

○ 質的課題への対応

車両の変化、ユニバーサルデザイン・バリアフリー、駐車場の集約による歩行者の利便性・安全性確保やまちなみの連続性確保

- **荷さばき駐車施設の車高**への対応
原則3.2mとする
- **車椅子使用者駐車施設の数・車高**への対応
規模に応じた基準※（1以上→200戸までは2%等）にみなおすとともに、車高を2.3mとする
※ バリアフリー法に基づく政省令の改正と連動
- **集約駐車場への隔地**の推進
附置義務駐車施設の集約を可能にする規定を導入することにより、歩行者の安全性向上やまちの賑わいに影響の大きい建物1階部分の活用を推進
- **駐車施設の振替規定**の追加 ※左と共通
車両の大型化（ハイルーフ）等に伴う駐車需要への対応

○ 引き続きの課題について（技術的助言等に記載）

- ・ 附置義務制度・原単位の適正化（来年度以降調査も含めて検討）
- ・ 駐車場整備の抑制・マネジメントに資する制度の検討
- ・ 附置義務駐車施設の稼働状況を含むエリアでの駐車場需給の把握
- ・ 車両の規格の変化への対応（小型車比率のみなおし）